

寝具設備の賃貸借仕様書

- 1 業務の目的
対象施設における、入居者が使用するタオル類の納入
- 2 対象施設の名称及び所在地
 - (1) 深沢共愛ホームズ（世田谷区深沢1-3-21）
 - (2) 等々力共愛ホームズ（世田谷区等々力1-2-4-11）
- 3 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）
- 4 賃貸借の対象品目の規格及び年間使用予定量
別表のとおり
ただし、規格等に相違点がある場合は、同等以上の物で当法人が事前に承認したものに限り。
- 5 納品及び回収方法
 - (1) 寝具設備の納品は、施設からの発注に基づき施設と受注者で協議の上定めた日に行うこと。
 - (2) 施設内への在庫数は施設が定めた貸与数量をもとに職員の指示により行うこと。
 - (3) 寝具設備の補充数は、その都度、品目ごとに使用済み枚数と未使用枚数を確認のうえ、職員と調整して決定すること。
 - (4) 寝具設備の回収及び納品の回数は、深沢週1回・等々力週1回とし、時間は施設と協議のうえ決定すること。
 - (5) 受注者においては、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号【最終改正】令和2年8月5日付け医政地発0805第1号）の通知に定める衛生基準に従い、寝具設備を適正に処理すること。
 - (6) 寝具設備に血痕、膿、分泌物、糞尿等が付着し、汚染した場合は施設において一次処理（固形物を取り除き水に濡らした後、受注者に引き渡す）することとする。
- 6 寝具設備の保管場所
寝具設備の保管場所は、施設の指定する場所とする。
- 7 その他

- (1) 施設までの往復に要する運搬費は、受注者負担とする。
- (2) 指定された日時における寝具設備の納品に支障が生じた場合には、施設に連絡すること。
- (3) 施設への寝具設備の納品を行う業務担当者は、その身分を確認できる名札を着用すること。
- (4) 施設において貸与物品を紛失、焼失、破損、その他の理由で業者に返還できないケースが生じたときのため、業者は事前に実費弁償額を明らかにしておくこと。
- (5) 年末年始等の休業期間中については、所要見込数を事前に搬入しておくこと。
- (6) その他、本契約の履行に当たって施設内に立ち入る際には、職員の指示に従うこと。